

墨田区消費者ニュース

【編集・発行】墨田区産業観光部生活経済課 消費者・勤労福祉係
〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号 TEL03-5608-6184

平成26年10月発行 第95号

すみだ消費生活展

主催：すみだ消費生活展実行委員会・墨田区

10月25日(土) 午後1時～4時・オープニングセレモニー0時40分

10月26日(日) 午前10時～午後3時

入場は各日終了30分前まで

福引スタンプラリー

会場

すみだリバーサイドホール
イベントホール(区役所併設)

マイバック
ご持参
ください

盛り沢山の催し

産直野菜市

先着プレゼント

25日(土) 午後0時30分

26日(日) 午前9時40分

から整理券配布

骨密度の測定

⇒ 26日(日)午後0時30分から2時30分まで

消費者センターより

消費者相談コーナーを開設します。
お気軽にお立ち寄りください。

契約に関するトラブルや消費者トラブルで
困っている方、専門の相談員が相談をお受
けします。

悪質商法の手口などわかりやすくお伝えします。

特別企画 出前寄席

25日(土)

①午後2時～落語【おばあちゃんの1日】

②午後2時45分～コント【健康ですか?】

26日(日)

③午前11時30分～落語【人生が二度あれば】

④午後1時45分～漫才【危険な出会い】



消費者センター相談窓口から

インターネット光回線のトラブル

「資料送付」のはずが「契約」になっていた！

【相談事例】

自宅に電話があり、「インターネット光回線を利用している人への案内だ」と言われたので、利用している光回線事業者からの連絡だと思い、説明を聞いてしまった。「今、利用している光回線より速度が速く、利用料金が安いものがある」と説明されたが、話の途中で、別の事業者だと気づいた。面倒なので、「資料を送ってくれば検討する」と言って電話を切った。しかし、その数日後、契約書が届いた。資料の送付は依頼したが、申込はしていない。契約はしたくない。

【アドバイス】

最近、インターネット光回線やプロバイダ等の通信サービスに関する相談が、消費者センターに多く寄せられています。

電気通信事業法では、契約時の書面交付や無条件で解約できるクーリング・オフの規定がありません。

電話で勧誘されても、必要なければきっぱり断ってください。あいまいな返事をする、事業者は「契約は成立した」などと言ってくる場合があります。

法律上はクーリング・オフの規定はありませんが、事業者によっては、契約から一定期間は無償で解約を受けつける特約を設けていることがあります。

事例では、消費者センターが事業者に連絡をした結果、事業者から「勧誘が不適切だった。キャンセル処理をする」との回答があり解決しました。

トラブルになったら、早めに消費者センターに相談してください。

契約に関するトラブル
消費者トラブルなど
困った時はお早めにご相談を

すみだ消費者センター相談室



相談専用
ダイヤル

まずは電話でご相談ください
5608-1773

相談日.....月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

相談時間...午前9時00分～午後4時30分

所在地...墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

東武伊勢崎線・東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線
「押上駅」A3出口徒歩3分
東武伊勢崎線「とうきょうスカイツリー駅」駅徒歩7分

